

答申書案

●審議概要

大河原町大規模事業評価委員会（以下「委員会」という。）は、平成31年3月28日付けで大河原町長から諮問のあった「桜保育所整備事業」について、大河原町大規模事業評価調書及び関係資料に基づき、次の評価の視点で審議を行った。

- (1)事業が社会経済情勢から見て必要であること。
- (2)町が事業主体であることが適切であること。
- (3)事業を行う時期が社会経済情勢から見て適当であること。
- (4)事業の手法が適切であること。
- (5)事業の実施場所が適切であること。
- (6)事業が社会経済情勢から見て効果的であること。
- (7)事業実施に伴う環境への影響が少ないこと。
- (8)事業の経費が適切であること。

主な審議内容は次のとおりである。

第1回（3月28日）

- ・ 諮問
- ・ 桜保育所整備事業について所管課から説明及びヒアリング
- ・ 審議
- ・ 評価に必要な回答を得るため質問を提示。次回委員会により回答内容を審議。

第2回（4月24日）

- ・ 評価に必要な質問への回答内容を所管課から説明。
- ・ 審議

答申書（案）について確認。

[大河原町大規模事業評価委員会評価] (案)

評価対象事業 桜保育所整備事業

【総合評価】

平成31年3月28日付け大企第612号で諮問のあった桜保育所整備事業に対する大規模事業評価を行った結果、事業内容について適正であると認める。

ただし、委員より以下のような意見があったので、今後の実施設計及び建設時に配慮されることを要望します。

(1) 事業が社会経済情勢から見て必要であること。

【主な意見】

- 計画に建て替えの必要性を明記すること。
- 障がい児、乳児保育のニーズについての根拠を示すこと。
- より早期の待機児童解消のため、任期付職員の登用など柔軟な運用を検討すること。
- 一般競争入札とする理由を明確にすること。

(2) 町が事業主体であることが適切であること。

【主な意見】

- 子どもの安全を第一に考慮し、保護者や地域住民の不安を払拭するため、ハザードマップに関してさらに具体的に説明すること

(3) 事業を行う時期が社会経済情勢から見て適当であること。

【主な意見】

- 歩行者動線及び自動車進入経路の処理と安全性について十分に検討等を行い、エントランスやファサード等外観についても配慮すること。

(4) 事業の手法が適切であること。

【主な意見】

- 各保育室への職員配置について十分に配慮すること。
- 経費等の問題はあがるが、2階建てとすることは理解する。

(5) 事業の実施場所が適切であること。

【主な意見】

- 保育室の配置について入所児の年齢についても配慮すること。
- さまざまな省エネルギーの手法について十分に検討すること。

(6) 事業が社会経済情勢から見て効果的であること。

【主な意見】

- 保育室の配置について入所児の年齢における特性等についても配慮すること。
- さまざまな省エネルギーの手法について十分に検討すること。

(7) 事業実施に伴う環境への影響が少ないこと。

【主な意見】

- 保育室の配置について入所児の年齢における特性等についても配慮すること。
- さまざまな省エネルギーの手法について十分に検討すること。

(8) 事業の経費が適切であること。

【主な意見】

- 保育室の配置について入所児の年齢における特性等についても配慮すること。
- さまざまな省エネルギーの手法について十分に検討すること。

(9) その他施設について。

【主な意見】

- 保育室の配置について入所児の年齢における特性等についても配慮すること。
- さまざまな省エネルギーの手法について十分に検討すること。

以上